

サイレンのすい鳴について

(公告)

消防法第 26 条第 3 項の規定に基づき

次のとおりサイレンをすい鳴する。

令和 7 年 12 月 8 日

多摩市長 阿 部 裕 行

1 日時 令和 8 年 1 月 11 日 (日)

①午前 7 時 30 分

②午後 0 時 10 分

2 場所 多摩市内

3 理由 多摩市消防団出初式